

令和5年5月2日
国土交通省九州地方整備局
立野ダム工事事務所

「第2回 立野ダム試験湛水検討委員会」の開催について

熊本県南阿蘇村及び大津町に建設中の立野ダムは、直轄事業において最初の流水型ダムとして、令和5年度末の完成に向け事業進捗を図っています。

令和5年2月に開催いたしました「第1回立野ダム試験湛水検討委員会」に引き続き、ダム完成前に実施する試験湛水についての体制移行や中止基準の設定、試験湛水前後でのモニタリング調査方針について検討を行う「第2回立野ダム試験湛水検討委員会」を令和5年5月9日（火）に開催致します。

- 開催日 : 令和5年5月9日（火曜日）
開催時間 : 13:00～15:00（2時間程度）
場 所 : 熊本県熊本市中央区城東町5-16
 アークホテル熊本城前 2階 大宴会場 椿・朝顔の間
開催形式 : 対面（一部委員はWEB参加）
委 員 : 別紙-1のとおり
議事内容 : ・規約の改正について
 ・立野ダム試験湛水計画について
 ・委員会の進め方について
傍 聴 : 報道機関の傍聴については別紙-2のとおり
 報道機関以外の方で傍聴を希望される方は別紙-3のとおり
そ の 他 : 会議での配付資料は、立野ダム工事事務所ホームページに後日掲載する予定です。

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所
〒861-8019 熊本県熊本市東区下南部1丁目4-73
電話番号 096-385-0707（代表）
技術副所長 都地 浩一（内線204）
工務課長 館 新吾（内線311）

立野ダム試験湛水検討委員会 委員名簿

氏名	所属・役職	分野
阿南 修司	国立研究開発法人土木研究所 地質監	ダム工学（地質）
金銅 将史	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川構造物管理研究官	ダム工学（構造）
佐藤 千芳	有限会社熊本植物研究所 代表取締役	生物（植物）
地頭菌 隆	鹿児島大学学術研究院 農水産獣医学域農学系 教授	地すべり
角 哲也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授	河川工学
中西 弘樹	長崎大学 名誉教授	生物（植物）
矢野 真一郎	九州大学大学院 工学研究院 教授	河川工学

(五十音順 敬称略)

(オブザーバー)

文化庁 文化財第二課

環境省 九州地方環境事務所 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所

熊本県 教育庁 教育総務局 文化課

報道機関の皆様へ

取材にあたってのお願い

進行を円滑に行うため、取材にあたっては、下記事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 報道関係者の受付

受付名簿に所属、氏名を記載（名刺提出で可）のうえ、係員の指示に従ってください。

- ・ 受付時間：令和5年5月9日（火）12：30～12：45
- ・ 受付場所：アークホテル熊本城前 2階 水仙の間（傍聴会場）入口
会議については冒頭の挨拶及び委員紹介まで本会場（椿・朝顔の間）での撮影を可とし、それ以降の議事については傍聴会場での傍聴とします。詳細は当日の係員の指示に従って下さい。

2. 取材にあたっての注意事項

- ・ 取材に来られる方はできる限り少人数として頂くようご協力お願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。
- ・ 取材中は、自社腕章を各社で準備の上必ず着用願います。
- ・ 場内で電源をとることはできません。パソコン等を使用される場合は、バッテリー等をご持参願います。
- ・ その他、取材にあたっては、係員の指示に従ってください。

傍聴を希望される皆様へ

傍聴にあたってのお願い

1 会議の公開

- ① 会議は、別室において中継映像による公開で行います。

2 傍聴の手続き

- ① 傍聴を希望される方は、12時30分から12時45分までに受付を行ってください。
・受付場所及び傍聴会場：アークホテル熊本城前 2階 水仙の間（傍聴会場）入口
- ② 受付は先着順とし、会場の都合上、座席数は報道関係と合わせて25名程度になります。満席になり次第、受付を終了させていただきますので、その際はご了承ください。
- ③ 当日、受付にて必要事項を記入の後、係員の指示に従って入場してください。
- ④ 事前の申し込みは受け付けておりません。

3 傍聴に関する留意事項

当日は、他の団体も利用されているので、ご迷惑にならないようご協力をお願いします。傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策について、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。
- ② 会議中は、着席のうえ静粛に傍聴してください。他の利用者、傍聴者の迷惑になるような行為は慎んでください。発言、プラカード、拍手その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- ③ 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- ④ 会場内での写真の撮影、録画、録音等はできません。
- ⑤ その他会場の秩序を乱したり、議事を妨害したりする行為はできません。
- ⑥ 傍聴される方は、会議の円滑な進行のため、係員の指示に従ってください。
- ⑦ 以上のことをお守りいただけない場合は、退場をお願いすることがあります。